

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

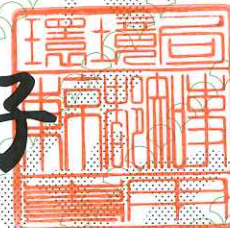
住所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏名 太盛運輸株式会社  
代表取締役 小泉 雅義

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 6月29日

許可の有効年月日 令和 9年 6月28日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分 : 収集運搬(積替え保管を含む。)

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、  
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上13種類)

## (3) 保管・積替えできる産業廃棄物の種類

汚泥(廃乾電池に限る。)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず  
及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上4種類)  
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

## 2 積替え保管施設(詳細は裏面のとおり)

施設所在地: 東京都板橋区舟渡二丁目5番12号

## 3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時30分から14時30分までとすること。  
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入はすべて自ら行うこと。  
(3) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。  
(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月 29日 新規許可  
令和 4年 6月 29日 更新許可 第6回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

13-10-002234号

2 積替え保管施設

東京都板橋区舟渡二丁目5番12号

積替え保管面積：87㎡

最大保管高さ：1.18m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ2個	16.0 m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	オープンドラム2個	0.4 m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	オープンドラム1個	0.2 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	コンテナ10個	7.7 m <sup>3</sup>
	プラケース1個	0.08 m <sup>3</sup>
	オープンドラム1個	0.2 m <sup>3</sup>
	合計保管量	24.58 m <sup>3</sup>

(以下余白)